

第一回 笠松町議会定例会開会

第一回笠松町議会定例会が三月四日から十九日まで開かれ、平成十五年度各会計予算を含む次の案件が原案どおり可決されました。

専決処分の承認について

平成十四年度笠松町一般会計補正予算

町の合併に関する方針決定により、岐阜市・羽島市・柳津町・武芸川町で組織する合併検討協議会（任意協議会）に加入したことに伴い発生した負担金百三十三万円の増額補正

笠松町法定外公共物管理条例について

地方分権の推進に伴い、道路法や河川法の適用がない、いわゆる里道や水路などとして公共の用に供しているもの（法定外公共物）で地盤が国有財産となっているものは、この四月に市町村に譲与され、その機能管理や財産管理が自治事務とされるため、その占使用などの許可や料金など所要の規定整備を行うもの。

笠松町養老福祉金支給条例につ

いて

現在の社会情勢に加え、当町の財政健全化に向けた事業見直しなどに伴い、支給対象者を満七十五歳、七十七歳、八十八歳、九十九歳に限定し、一律五千元の支給に改めるもの。

笠松町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

財政健全化に向けた事業見直しのなかで、現在の社会情勢や近隣の状況などを考慮し、議会の招集または委員会の招集に応じた場合の費用弁償日額を九千八百円から五千元に引き下げるもの。

笠松町非常勤の特別職職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

この四月から施行される笠松町自動車放置防止条例に基づき設置され

る自動車放置対策委員会の委員報酬を定めるもの。

笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例について

当町の財政健全化に向けた事業見直しのなかで、三役の更なる給与減額を実施し、一層の財政改革に当たるもので、期末手当の加算率を五割削減する。（給料月額額の二割加算を一割加算とする）

なお、一般職については、期末勤勉手当に係る加算率を同様に五割削減し、管理職手当または時間外勤務手当を二割削減するため、規則を改正。

笠松町手数料条例の一部を改正する条例について

住民基本台帳法の一部改正に伴い、八月からの住民基本台帳ネットワークシステムによる住民票の写しの交付手数料などを規定するもの。

笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

健康保険法などの一部改正に伴う条文整備を行うもの。

笠松町百歳長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について

現在の社会情勢に加え、当町の財政健全化に向けた事業見直しなどに伴い、四月から褒賞金額を百万円から三十万円に引き下げるもの。

笠松町火葬場、霊柩車及び墓地使用料徴収条例の一部を改正する条例について

財政健全化に向けた事業見直しなどに伴い、七月から霊柩車使用料を一回三千七百円から五千元に引き上げるもの。（ただし、緑会館を使用して火葬場までの間を使用する場合は半額の二千五百円）

笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

地方税法の一部改正に伴う保険税の賦課変更により減収が見込まれるため、応益割額の引き上げなど所要の規定整備を行うもの。

主な内容

- 被保険者均等割額 一万五千元 二万円
- 世帯別平等割額 一万八千元 二万二千元
- 所得割額（介護納付金分） ○・八八／一〇〇
- 被保険者均等割額（介護納付金分） 九千四百四十円 一万八千円